

## 日病薬の最近の動き（18）

会長 全田 浩

### 1. 新たな出発

平成16年2月の第36回通常代議員会において、平成16、17年度の役員改選が行われ、全田会長、奥村、藤上、内野副会長、磯崎、中川監事が選任されました。これを受け、16、17年度役員の編成が次のとおり決定しました。

関口久紀専務理事、明石貴雄（東京医科大学・広報部）、長船芳和（星ヶ丘厚生年金・会員）、加賀谷肇（済生会横浜市南部・経理部）、金子達也（函館新都市・中小病院）、神谷晃（山口大学・臨床試験対策特別）、北田光一（千葉大学・総務部）、黒田和夫（宝塚市立・社会保険・近畿ブロック）、佐藤秀昭（石巻市立・薬剤業務）、土屋文人（東京医科歯科歯・リスクマネジメント特別）、鍋島俊隆（名古屋大学・国際交流・東海ブロック）、西井諭司（市立豊中・薬事制度）、林 昌洋（虎の門・医薬情報）、堀内龍也（群馬大学・病院薬剤師配置基準見直し対策特別）、矢後和夫（北里大学・薬学教育）、山田勝士（鹿児島大学・日病薬誌編集）各常務理事、岩本喜久生（島根大学・専門薬剤師認定制度特別）、幸田幸直（筑波大学・生涯研修）、近藤喜博（相生山・療養病床特別）、佐藤博（新潟大学・学術）、吉尾隆（桜ヶ丘記念・精神科病院特別）、宮崎勝巳（北海道大学・北海道ブロック）、仲川義人（山形大学・東北ブロック）、宮本謙一（金沢大学・北陸ブロック）、五味田裕（岡山大学・中四国ブロック）、大石了三（九州大学・九州山口沖縄ブロック）各理事、源川奈穂（日本電気田町健康管理センター・診療所）委員長です。今後2年間それぞれの役割を担当することとなりました。よろしくお願い致します。

### 2. 薬学教育6年制への動き

ようやく念願であった薬学教育6年制の検討が最終段階に入りました。文部科学省に設置された「薬学教育の改善充実に関する調査研究協力者会議」では、17回にわたり検討が行われ、平成16年2月には薬剤師養成のための修業年限を6年間とすべきという最終報告書が提出されました。その後、中央教育審議会大学分科会に議論が移り、設置基準についての検討が行われ、2月13日に中教審より薬剤師養成のための修業年限は4年から6年にすること、ただし、多様な人材の育成のため4年の学部・学科の存置も認めるとした答申が出されました。

一方、厚生労働省に設置された「薬剤師問題検討会」では、薬剤師の国家試験受験資格の議論が行われ、平成15年10月に最低6ヵ月程度の実務実習を含む薬学教育を終了した者に与えられるべきであること、薬剤師養成のための修業年限は医療薬学、臨床教育の充実した6年間が必要であるとした報告が提出されました。

ご承知のように、薬剤師を養成するための修業年限を6年間とする学校教育法一部改正案は4月14日に衆議院文部科学委員会において提案理由説明、4月16日に審議開始、4月20日には参考人質疑、4月21、23日審議、4月27日に文部科学委員会で全会一致で原案通り可決されました。改正法案は次のとおりです。

## 学校教育法

第55条 大学の修業年限は、4年とする。ただし特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、4年を超えるものとすることができる。

2 医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を養うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程については、前条の規程にかかわらず、その修業年限は、6年とする。

これには次に掲げる5項目の附帯決議がつきました。

- 1) 薬学教育の修業年限延長の目的である医療薬学教育の充実のため、医療機関、関係行政機関等の理解と協力を得て、各大学における指導体制の整備、教育・実習施設の確保等の充実を図るよう努めること。  
特に、長期の実務実習の受け入れのための指導者及び施設の確保について配慮すること。
- 2) 第三者評価体制の整備を進めること等により、高度化する薬剤師の職能を支える基礎教育及び実務で要求される知識、技能、医療人としての倫理観が養えるような質の高い教育の維持向上を図るよう留意すること。
- 3) 医療技術の進展等の状況を踏まえ、現に薬剤師の資格を有している者が、生涯にわたり学習する機会を充実するよう配慮すること。
- 4) 薬学教育の修業年限延長にともない、学費の負担が増加することから、大学への財政的支援や奨学金制度の充実を図り、経済力の差が進路選択及び学業の成就に影響を与えないよう配慮すること。
- 5) 薬学の充実・強化に当たっては、生命科学の進展、医療の高度化に対応し、大学、民間研究機関等において、国際競争力を持つ創薬等の研究開発を担う人材の育成に努めること。

4月27日衆議院本会議にて委員会報告通り可決。参議院に送付されました。

参議院では4月27日文教科学委員会において提案理由説明、5月11日審議、5月13日参考人質疑、同日全会一致で原案通り可決されました。これには次の6項目の附帯決議がつきました。

- 1) 薬学教育の修業年限延長の目的である医療薬学教育の充実のため、医療機関、関係行政機関等の理解と協力を得て、各大学における指導体制の整備、教育・実習施設の確保に努めること。特に、長期の実務実習の受け入れのための指導者及び施設の確保について配慮すること。  
また、学生の実務実習に必要な基本的能力の向上と教育・実習施設における受け入れの円滑化を図るために、共用試験の導入等についても検討をさらに進めること。
- 2) 4年制と6年制の学部・学科が並立することにより、受験生に混乱が生じることのないよう、両学部・学科の目的、内容の違いについて十分な情報提供を行うとともに、転部、編入学等の制度も活用するなど、制度の弾力的運用と多様な人材の受け入れに努めること。
- 3) 第三者評価体制の整備を進めること等により、高度化する薬剤師の職能を支える基礎教育及び実務で要求される知識、技能、医療人としての倫理観、薬剤師としての責任感等が養えるような質の高い教育の維持向上を図るよう留意すること。

- 4) 医療技術の進展等の状況を踏まえ、現に薬剤師の資格を有している者に対し、生涯にわたり学習する機会が拡充されるよう配慮すること。
- 5) 薬学教育の修業年限の延長に伴い、学費の負担が増加することから、大学への財政的支援や奨学金制度の充実に努め、経済力の差が進路選択及び学業の成就に影響を与えないよう配慮すること。
- 6) 薬学の充実・強化に当たっては、生命科学の進展、医療の高度化に対応し、大学、民間研究機関等において、国際競争力をを持つ創薬等の研究開発を担う人材の育成に努めること。

5月14日参議院本会議において、全会一致で委員会報告どおり可決され、学校教育法の一部を改正する法律案は成立しました。

一方、薬剤師法の一部を改正する法律案については、参議院先議となり、4月22日の参議院厚生労働委員会において提案理由説明、5月11日審議、5月13日審議採決。全会一致で原案通り可決されました。

## 薬剤師法

第15条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）において、薬学の正規の課程（同法第55条第2項に規定するものに限る。）を修めて卒業した者。

## 附則

### （経過措置）

#### 第1条 省略

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、この法律による改正後の薬剤師法（以下「新薬剤師法」という。）

第15条の規定にかかわらず、薬剤師国家試験を受けることができる。

- 一 この法律の施行の際にこの法律による改正前の薬剤師法（以下「旧薬剤師法」という。）第15条各号のいずれかに該当する者
- 二 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。以下同じ。）に在学し、施行日以降に旧薬剤師法第15条第1号に規定する要件に該当することとなった者（施行日以後に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において、薬学の正規の課程（学校教育法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正後の学校教育法（以下「新学校教育法」という。）第55条第2項に規定するものを除く。）を修めて卒業した者を除く。）

#### 2 省略

第3条 施行日の属する年度から平成29年度までの間に学校教育法に基づく大学に入学し、薬学の正規の課程（新学校教育法第55条第2項に規定するものを除く。）を修めて卒業し、かつ、学校教育法に基づく大学院において薬学の修士又は博士の課程を終了した者であつて、厚生労働大臣が、厚生労働省令で定めるところにより新薬剤師法第15条第1号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定したものは、新薬剤師法第15条の規定にかかわらず、薬剤師国家試験を受けることができる。

これには次の6項目の附帯決議がつきました。

- 1) 医療の担い手にふさわしい質の高い薬剤師を養成するという今回の法改正の趣旨にかんがみ、薬学教育における実務実習の充実を図るため、病院、薬局等における受け入れ態勢を確保するとともに、実務実習の指導に当たる薬剤師を早急に養成すること。
- 2) 薬剤師国家試験受験資格の経過措置については、受験者が混乱しないよう、その周知徹底に努めること。
- 3) 新制度移行前の薬学教育を履修して薬剤師となった者についても、近年の医療技術の高度化、医薬品の適正使用の推進等の社会的要請にこたえるため、卒後教育の一環として実務研修の充実・改善を図ること。
- 4) 医療の担い手としての薬剤師の資質の向上を図るために取り組みと併せて、患者からの信頼が得られるよう、薬剤師免許の取り消し等の行政処分を厳正かつ公正に行うための仕組みについて検討を行うこと。
- 5) 地域における医薬品の適正使用を進めるため、面としての医薬分業の推進及び「かかりつけ薬局」の普及を図るとともに、利用者の積極的な活用が図られるよう、情報の提供、啓発等に努めること。
- 6) 医療機関等における医薬品に関連した医療事故を防止するため、薬剤師による薬歴管理を通じた服薬指導の充実及び注射薬など病棟における薬剤管理の促進を図る等、医療機関における薬剤師の役割の明確化及びそのための環境整備を進めるとともに、製品情報のコード表示化、データベース化、医療機関等における情報通信技術の活用等の事故防止策の普及を進めること。

あとは、衆議院の厚生労働委員会の審議、採決、本会議での採決を経て成立することとなります。

附帯決議で特に注目して頂きたいのは6)の項です。薬剤師の受験資格を定める薬剤師法の改正に、医療事故防止のための薬剤師の業務（薬歴管理や病棟における注射薬管理、薬剤師の役割の明確化と環境整備）について書かれている点です。附帯決議に強制力はありませんが、行政に対しての縛りとなります。この意味するところを十分ご理解頂きたいと思います。

### 3 学校教育法及び薬剤師法改正案の成立を受けての日病薬の対応

6年制への移行については、共用試験の実施と、少なくとも6カ月程度の実務実習が必須となります。実務実習は現在、1カ月の学校でのプレ実習と3カ月の病院薬局実習と2カ月の保険薬局実習か、2カ月の病院薬局実習と3カ月の保険薬局実習のいずれかを選択する方法が考えられています。

現在既存48校の薬科大学・薬学部の学生数は9,000人、平成16年度・17年度開校の新設薬科大学・薬学部の学生数が約1,200人です。定員を上回る入学者がいれば、実務実習に出てくる学生の数は12,000人程度になるものと思われます。これらの学生総てを受け入れるための方策を日病薬、日薬、薬学教育協議会、地区調整機構、大学とで検討しているところです。試算上は各施設での受け入れ可能学生数を年2クール実施すれば10,000人は受け入れられるとしています。

実務実習にはもう一つ問題点として、実習の質の保証があります。どこの施設で実習をしても同じような内容の実習ができなければなりません。この2つの問題を解決する方法として日病薬ではグループ実習制度とふるさと実習制度を提唱しています。この制度については次回お話しします。